

安来市空き家改修事業補助金

■対象者

- ・ 空き家を改修し、当該空き家に3年以上居住する見込みのある者
- ・ 空き家所有者で、空き家を改修してから当該空き家に3年以上居住する見込みのある者と賃貸借契約を締結する者

■補助の条件

- ・ 改修する空き家は、安来市空き家バンクに登録された物件であること
- ・ 空き家の入居者は、安来市空き家バンクの利用登録者であること
- ・ 空き家の所有者と入居者の間で売買契約または賃貸借契約を締結していること
- ・ 空き家の所有者と入居者が3親等内の親族ではないこと
- ・ 空き家の改修内容が、住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え又は設備の改善であること（下部に例示あり）
- ・ 空き家の改修を売買契約又は賃貸借契約の締結日から1年以内に行うこと
- ・ 補助金の申請年度内に改修が完了すること

■補助対象経費

- ・ 空き家の改修に係る経費
（台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の生活するために必要な改修）
 - 対象となる改修の例
 - ・ 屋根のふき替え、塗装、防水工事
 - ・ 部屋の間仕切りの新設や変更工事
 - ・ 座板の張り替えや畳の取り替え
 - ・ 水回り工事（トイレの水洗化工事、システムキッチンの設置） など
 - 対象とならない改修の例
 - ・ 併用住宅の居住部分以外の改修
 - ・ 外構工事
 - ・ 太陽光発電設備の設置工事
 - ・ 家電製品、家具、調度品の購入
 - ・ ハウスクリーニング など
- ・ 空き家の残存家財の処分にかかる経費
（一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主に委託して処分すること）



※国、県、安来市の他の補助金等の交付を受けている場合、
改修に係る経費から他の補助金等を差し引いた額が補助対象経費となります。

■補助金額

補助率：補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数切捨て）

限度額：①賃貸中の空き家を所有者がリフォームする場合50万円

②空き家の入居者が市内在住者であって、空き家を改修する場合50万円

③空き家の入居者がU・Iターン者であって、空き家を改修する場合100万円

※補助金の申請総額が予算額に達した場合は受付を終了します。

提出書類について

■申請時

空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）

〔添付する書類〕

- ①空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ②改修工事設計図
- ③改修工事見積書
- ④改修工事を行う予定箇所の写真
- ⑤改修工事に係る空き家の所有者の承諾書の写し
※賃借人が改修工事を行い、補助金申請をする場合のみ
- ⑥世帯全員の住民票の写し
※申請時点の住所地のもの、申請者が入居者の場合のみ
- ⑦市税の滞納がない旨を証明する書類
※申請時点の住所地のもの、高校生以下を除く世帯員全員の書類を提出
- ⑧債権者登録依頼書
※安来市に口座を登録したことがない方のみ

■完了時

空き家改修事業完了報告書（様式第3号）

〔添付する書類〕

- ①改修工事に係る領収書及び内訳書の写し
- ②改修工事を行った箇所の写真
- ③世帯全員の住民票
※対象住宅の住所のもの、申請者が入居者の場合のみ
- ④債権者登録依頼書
※申請時に提出した際の住所と異なる場合のみ

■補助金請求時（額の確定後）

補助金等交付請求書

■事業完了後 ※補助金を受領した翌年から3年間報告すること

空き家改修事業活用状況報告書（様式第4号）

〔添付する書類〕

- ①世帯全員の住民票
※対象住宅の住所のもの、申請者が入居者の場合のみ

安来市ホームページで申請様式をダウンロード可能です。

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shushoku/teiju/akiya-kaishu-hojokin.html>



空き家改修事業補助金ページ
QRコード

（注意）

本補助金の利用には空き家バンクへの物件登録、利用者登録が必要です。
申請前に登録を済ませておいてください。



空き家バンク制度ページ
QRコード

安来市政策推進部 定住産業課 定住対策係

電話:0854-23-3059

メール:teiju@city.yasugi.shimane.jp